

第3号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について

(玉津58生産緑地地区ほか4地区)

計 画 書

神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更 (神戸市決定)

1. 都市計画生産緑地地区中、玉津58生産緑地地区、玉津89生産緑地地区、玉津101生産緑地地区、玉津25生産緑地地区の計4地区を廃止する。

2. 都市計画生産緑地地区中、伊川谷100生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	面 積
伊川谷 100 生産緑地地区	約 0.46 ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本市では、平成3年の生産緑地法の改正に伴い、平成4年に新たに生産緑地地区の都市計画決定を行った。その後、農地の集合化が行われた場合や農業の継続が困難となった場合等に都市計画の変更を行っている。

このたび、農業の主たる従事者の死亡の理由により、農地の適正な保全を図ることが困難となった生産緑地地区について廃止又は変更を行うものである。

(参考) 変更の概要

1. 変更内容

農地として保全することが困難となった生産緑地地区の廃止・変更

地区名称	変更前	変更後	増減	備 考
玉 津 58 生産緑地地区	約 0.05ha	—	△約 0.05ha	廃止
玉 津 89 生産緑地地区	約 0.21ha	—	△約 0.21ha	廃止
玉 津 101 生産緑地地区	約 0.10ha	—	△約 0.10ha	廃止
伊川谷 100 生産緑地地区	約 0.56ha	約 0.46ha	△約 0.10ha	変更
玉 津 25 生産緑地地区	約 0.20ha	—	△約 0.20ha	廃止
廃止：4地区、△約 0.56ha 変更：1地区、△約 0.10ha				

2. 変更前後対照表

	変更前	変更後	増減
地区数	498地区	494地区	△4地区
面積	約 106.10ha	約 105.44ha	△約 0.66ha